

青森県報

号外第百一号

令和三年
十一月二十六日
(金曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出	同	(商工政策課)	一
○右	同	同	二
○右	同	同	二
○右	同	同	三
○右	同	同	三
○右	同	同	四
○右	同	同	四
○右	同	同	五
○右	同	同	五
○右	同	同	六
○右	同	同	七
○右	同	同	八
○右	同	同	九
○右	同	同	一〇
○右	同	同	一〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	MAXデンコードー青森店 青森市東大野二丁目一〇の一外	変更後	ケーズデンキ青森本店 青森市東大野二丁目一〇の一外	変更年月日	平成 一九・三・二三
-----	--------------------------------	-----	------------------------------	-------	---------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 常陰均	変更後	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 大山一也	変更年月日	令和 三・四・一
-----	--	-----	---	-------	-------------

三 届出年月日

令和三年十一月五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	変	更
ツタヤ・エコプラス青森中央店 青森市東大野二丁目八の一外	TSUTAYA青森中央店 RDOFF/OFFHOUSE青 森中央店 青森市東大野二丁目八の一外	平成 一九・三・二三	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 常陰均	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 大山一也	令和 三・四・一	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

三 届出年月日

令和三年十一月五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	ゼビオ青森浜田店 青森市東大野二丁目二の二の一外	変更後	スーパースポーツゼビオ青森中央店 青森市東大野二丁目二の二の一外	変更年月日	平成 二七・二・三三
-----	-----------------------------	-----	-------------------------------------	-------	---------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 常陰均	変更後	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四の 代表取締役 大山一也	変更年月日	令和 三・四・一
-----	--	-----	---	-------	-------------

三 届出年月日

令和三年十一月五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 伊藤碩彦	変更後	株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本徹	変更年月日	令和 三・五・三四
変更前	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更後	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	変更年月日	二・八・二一

四 届出年月日

令和三年十一月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームックニコット大畑店

むつ市大畑町中島八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一〇の四〇 代表取締役 氏家智	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一〇の四〇 代表取締役 上田常世	令和 三・三・一 (名称) 三・五・二〇 (代表者)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一〇の四〇 代表取締役 氏家智	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一〇の四〇 代表取締役 上田常世	令和 三・三・一 (名称) 三・五・二〇 (代表者)

四 届出年月日

令和三年十一月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマックニコット大間店

下北郡大間町大字大間字上野四三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 氏家智	変更後	DCMニコット株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 上田常世	変更年月日	令和 三・三・一 (名称) 三・五・二〇 (代表者)
-----	---	-----	---	-------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

提出期限	令和四年三月二十六日
提出先	青森県商工労働部商工政策課
記載事項	(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由
言語	意見書は、日本語により記載すること。

四 届出年月日

令和三年十一月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び大間町役場

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース下長店
八戸市下長四丁目一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	一五〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	令和三年十一月二十六日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで 荷さばき施設②、③ 午前六時から午前八時三十分まで	

- 四 届出年月日
令和三年十月二十九日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
- 2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで
時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦
変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設① 午後六時から午後九時 まで	荷さばき施設② 午前六時から午前八時 三十分まで	令和 三・二・三〇
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設① 午後六時から午後九時 まで	荷さばき施設② 午前六時から午前八時 三十分まで	令和 三・二・三〇

四 届出年月日
令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設① 一四四平方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおりに 積置及び面	荷さばき施設② 一九四平方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおりに	令和 三・二・三〇

大規模小売店舗の施設に関する事項	荷さばき施設におきける荷さばきを行うことができる時間	荷さばき施設①、② 午前六時から午後九時まで	荷さばき施設①、② 午前六時から午後九時まで 荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分まで
------------------	----------------------------	---------------------------	---

四 届出年月日

令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバースむつ旭町店

むつ市旭町一七七の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	一五二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに）	令和三年十一月二十六日
大規模小売店舗の施設に関する事項	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで	令和三年十一月二十六日
大規模小売店舗の施設に関する事項	荷さばき施設②、③ 午前六時から午前八時三十分まで	荷さばき施設②、③ 午前六時から午前八時三十分まで	令和三年十一月二十六日

四 届出年月日

令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	三四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに）	令和 三・二・三〇
大規模小売店舗の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①、② 午前六時から午後九時まで 荷さばき施設③、④ 午前六時から午前八時三十分まで	

四 届出年月日

令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース湊高台店

八戸市湊高台七丁目一の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設に荷さばき施設の位置及び面積	六三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに変更する）	一三三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに変更する）	令和三年三月二十六日
大規模小売店舗の施設に荷さばき施設の位置及び面積	六三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに変更する）	一三三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに変更する）	令和三年三月二十六日

大規模小売店舗の施設に荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで
大規模小売店舗の施設に荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分まで	荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分まで

四 届出年月日

令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	二〇八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	令和三年十一月二十六日
大規模小売店舗の施設の運営に関する事項	荷さばき施設におきけることができる時間帯	荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで 荷さばき施設②、③ 午前六時から午前八時三十分まで	令和三年十一月二十九日

四 届出年月日

令和三年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

- 3 時間
令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十六日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円